

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生（2件）	漁 業 振 興 課
・漁業災害補償法に基づく加入区設定の一部改正（2件）	水 産 経 営 課
・畜舎建築利用計画の認定	畜 産 課
・道路の区域変更（2件）	道 路 維 持 課
・道路の供用開始（3件）	〃
◎ 公 告	
・落札者等	総 務 文 書 課
・大規模小売店舗の新設の届出	経 営 支 援 課
・土地改良区の役員の就退任	農 村 整 備 課
◎ 公安委員会規則	
○確認事務の委託に関する事務取扱規則の全部を改正する規則	交 通 指 導 課
◎ 公安委員会告示	
・公安委員会運転免許管理課・技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	運 転 免 許 管 理 課
・銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定に基づく医師の指定	生 活 環 境 課
・乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車について	交 通 規 制 課

告 示

長崎県告示第666号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和4年10月21日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

薄香加入区

長崎県告示第667号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和4年10月21日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

玉之浦町加入区

長崎県告示第668号

漁業災害補償法に基づく加入区を設定した告示（昭和49年長崎県告示第1988号）の一部を次のように改正する。

令和4年10月21日

長崎県知事 大石 賢吾

2の表中

「

五島ふくえ第4加入区	五島ふくえ漁業協同組合の地区のうち旧久賀島漁業協同組合の区域	1 小型定置漁業（落とし網を使用するものをいう。） 2 ぶり定置漁業 3 小型合併漁業
------------	--------------------------------	---

」

を

「

五島ふくえ第4加入区	五島ふくえ漁業協同組合の地区のうち旧久賀島漁業協同組合の区域	1 小型定置漁業（落とし網を使用するものをいう。） 2 ぶり定置漁業 3 小型合併漁業（主として刺網を営む漁業。） 4 小型合併漁業（主として一本釣りを営む漁業。）
------------	--------------------------------	---

」

に改める。

長崎県告示第669号

漁業災害補償法に基づく加入区を設定した告示（昭和49年長崎県告示第1988号）の一部を次のように改正する。

令和4年10月21日

長崎県知事 大石 賢吾

2の表中

「

五島第4加入区	五島漁業協同組合の地区のうち旧岐宿漁業協同組合の区域	1 ぶり定置漁業及び小型定置漁業（落とし網を使用するものをいう。） 2 水の浦の区域の小型合併漁業 3 岐宿の区域の小型合併漁業 4 打折の区域の小型合併漁業 5 白石の区域の小型合併漁業
---------	----------------------------	--

」

を

「

五島第4加入区	五島漁業協同組合の地区のうち旧岐宿漁業協同組合の区域	1 ぶり定置漁業 2 小型定置漁業（落とし網を使用するものをいう。） 3 水の浦の区域の小型合併漁業 4 岐宿の区域の小型合併漁業 5 打折の区域の小型合併漁業 6 白石の区域の小型合併漁業
---------	----------------------------	--

」

に改める。

長崎県告示第670号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第3条第3項の規定により畜舎建築利用計画を認定したので、同条第6項及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第71条第3項の規定により、下記の事項を公表する。

令和4年10月21日

長崎県知事 大石 賢吾

1. 認定計画実施者の氏名
藤田 満弦
2. 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日
4 畜第339号（認定番号第2号）
令和4年9月30日
3. 認定に係る畜舎等の工事施工地
長崎県北松浦郡佐々町石木場免78-1、78-2
4. 認定に係る畜舎等の種類
飼養施設（牛舎）
堆肥舎

長崎県告示第671号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年10月21日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道
路 線 名 野母崎宿線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市宮崎町2308番15地先から 長崎市宮崎町2308番15地先まで	前	15.9~18.0	10.2	
	後	18.0~28.0	10.2	

長崎県告示第672号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年10月21日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
路 線 名 深堀三和線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市蚊焼町3001番3地先から 長崎市蚊焼町3005番4地先まで	前	13.1~22.1	26.9	
	後	13.1~22.1	26.9	

長崎県告示第673号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年10月21日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 深堀三和線	長崎市蚊焼町3001番3地先から 長崎市蚊焼町3005番4地先まで	令和4年10月21日

長崎県告示第674号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年10月21日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 神ノ浦港長浦線	長崎市琴海戸根原町河内山2144番24地先から 長崎市琴海戸根原町河内山2144番20地先まで	令和4年10月21日

長崎県告示第675号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年10月21日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 神ノ浦港長浦線	長崎市琴海戸根原町河内山2144番20地先から 長崎市琴海戸根原町河内山2144番20地先まで	令和4年10月21日

公 告**落札者等（公示）**

落札者等について、次のとおり公示する。

令和4年10月21日

長崎県知事 大石 賢吾

1 物品等又は特定役務の名称及び数量

高速複写機の賃貸借及び保守業務

(1) 高速複写機の賃貸借

高速複写機（モノクロ 毎分105枚機以上） 2台

(2) 高速複写機の賃貸借に係る消耗品供給及び保守

ア 月300,000枚まで 定額

- イ 月300,001枚から600,000枚まで 1枚当たり単価
ウ 月600,001枚から1,000,000枚まで 1枚当たり単価
エ 月1,000,000枚を超える枚数 1枚当たり単価
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県総務部総務文書課企画・文書班
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話番号 095-895-2113
- 3 契約方法
一般競争入札
- 4 落札決定日
令和4年10月5日
- 5 落札者
福岡市博多区東比恵1丁目2番12号
コニカミノルタジャパン(株) パートナー営業本部 西日本営業統括部 統括部長 鶴岡 秀仁
- 6 落札価格(消費税及び地方消費税は含まない。)
- (1) 高速複写機の賃貸借(2台)
9,996,000円
- (2) 高速複写機の賃貸借に係る消耗品供給及び保守
基本料金(月300,000枚まで) 450,000円
月300,001枚から600,000枚まで 1.45円
月600,001枚から1,000,000枚まで 1.40円
月1,000,000枚を超える枚数 1.35円
- 7 入札公告日
令和4年8月23日
- 8 落札方式
最低価格

大規模小売店舗の新設の届出(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年10月21日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ドラッグコスモス大村幸町店
長崎県大村市幸町25番177、25番188
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年5月30日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,213平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地南側 40台
- イ 駐輪場の位置及び収容台数
建物南側 10台

- ウ 荷さばき施設の位置及び面積
建物南東側 27.0平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内南東側 9.0立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社コスモス薬品
午前9時00分から午後10時00分
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物敷地南東側 1箇所
建物敷地南西側 1箇所 合計2箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時00分から午後10時00分
- 2 届出年月日
令和4年9月29日
- 3 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、大村市産業振興部商工振興課
- 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、池田土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和4年10月21日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
辻 樹 夫	壱岐市石田町池田東触157番地	辻 樹 夫	壱岐市石田町池田東触157番地
田 中 耕 造	壱岐市石田町池田仲触9	長 岡 賢 司	壱岐市石田町池田仲触1125番地
眞 弓 直 樹	壱岐市石田町池田仲触920	田 川 耕 次	壱岐市石田町池田仲触1091番地
山 本 昌 秀	壱岐市石田町池田仲触1225番地4	山 本 昌 秀	壱岐市石田町池田仲触1225番地4
野 本 哲 志	壱岐市石田町池田仲触883	松 田 忠 和	壱岐市石田町池田仲触785番地
山 口 一 昭	壱岐市石田町池田東触177	山 川 英 次	壱岐市石田町池田東触90番地1
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	

氏 名	住 所	氏 名	住 所
松 本 陽 治	壱岐市石田町池田東触113	安 岡 祐 毅	壱岐市石田町池田仲触1211番地 1
久 原 信 生	壱岐市石田町池田仲触1054	永 田 正 明	壱岐市石田町池田仲触51番地 2
江 川 博	壱岐市石田町池田仲触686	松 本 安 則	壱岐市石田町池田東触305番地

公安委員会規則

確認事務の委託に関する事務取扱規則をここに公布する。

令和4年10月21日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

長崎県公安委員会規則第14号

確認事務の委託に関する事務取扱規則

確認事務の委託に関する事務取扱規則（平成17年長崎県公安委員会規則第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）及び確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。）で定めるもののほか、長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う確認事務の委託に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

（登録等の申請）

第2条 委託規則第2条第1項に規定する登録申請書及び同条第3項において準用する同条第1項の規定による登録更新申請書は、別記様式第1号のとおりとする。

2 委託規則第2条第2項第2号に規定する役員名簿は、別記様式第2号のとおりとする。

3 委託規則第2条第2項第3号ロ及びハに規定する診断書は、別記様式第3号のとおりとする。

4 委託規則第2条第2項第4号に規定する誓約書は、別記様式第4号のとおりとする。

5 委託規則第2条第2項第5号に規定する書類は、次のとおりとする。

(1) 別記様式第5号の誓約書

(2) 2人以上の法第51条の13第1項の駐車監視員資格者証（以下「駐車監視員資格者証」という。）の写し

(3) 法第51条の8第1項の登録（以下「登録」という。）を申請した法人（以下「申請法人」という。）が長崎県内に有する事務所について使用権原を有することを証する登記事項証明書、賃貸借契約書の写しその他の書類

6 第1項の登録申請書及び登録更新申請書を受理した場合で、記載事項に不備がある等申請の形式上の要件に適合しないと認めるときにおける長崎県行政手続条例（平成7年長崎県条例第47号）第7条に規定する補正に係る相当の期間は、7日以内とする。

（登録簿）

第3条 法第51条の8第5項の登録簿は、別記様式第6号のとおりとする。

（登録等の通知）

第4条 公安委員会は、登録又は法第51条の8第6項の登録の更新（以下「登録の更新」という。）をしたときは、申請法人に対し、別記様式第7号の登録（更新）通知書により通知するものとする。

2 公安委員会は、登録又は登録の更新をしないときは、申請法人に対し、別記様式第8号の登録（更新）申請に関する通知書により通知するものとする。

（登録の更新）

第5条 登録の更新の申請は、登録の有効期間が満了する日の6か月前から40日前までの間に行うものとする。

2 更新後における登録の有効期間の起算日は、更新前の登録の有効期間が満了する日の翌日とする。

3 公安委員会は、第1項の期間を過ぎて登録の更新の申請がなされたときは、新たな登録の申請がなされたものとして取り扱うものとする。

（適合命令）

第6条 法第51条の9の規定による命令は、別記様式第9号の適合措置命令書により行うものとする。

(登録の取消しの通知)

第7条 法第51条の10の規定により登録を受けた法人の登録を取り消したときは、当該法人に対し、別記様式第10号の登録取消処分通知書により通知するものとする。

(報告に係る指示)

第8条 法第51条の11第1項に規定する公安委員会に対する報告は、別記様式第11号の報告又は資料の提出要求に関する指示書により行うものとする。ただし、緊急を要し、書面により行ういとまがないときは、口頭で行うことができる。

(放置車両確認機関の公示)

第9条 法第51条の12第1項の規定による公示は、法第51条の8第1項の規定により確認事務を委託した警察署の掲示板において行わなければならない。

2 前項の公示は、委託の日から起算して14日間行うものとする。

(駐車監視員資格者講習の公示)

第10条 委託規則第6条に基づく法第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員資格者講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）の公示は、長崎県公報への登載により行うものとする。

(駐車監視員資格者講習の受講の申込み)

第11条 委託規則第7条第1項に規定する受講申込書は、別記様式第12号のとおりとする。

2 前項の受講申込書を受理したときは、別記様式第13号の駐車監視員資格者講習受講票を交付するものとする。

(再交付の申請)

第12条 委託規則第9条第2項に規定する再交付申請書（委託規則第10条第5項において準用する委託規則第9条第2項の規定による認定書の再交付申請書を含む。）は、別記様式第14号のとおりとする。

(認定の審査)

第13条 委託規則第10条第2項に規定する認定申請書は、別記様式第15号のとおりとする。

2 委託規則第10条第3項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 委託規則第10条第1項第1号に掲げる者 申請者が所属する都道府県警察の人事担当課が作成した申請者の経歴証明書

(2) 委託規則第10条第1項第2号に掲げる者 申請者本人が作成する経歴書及び放置車両確認機関が作成する証明書

(3) 委託規則第10条第1項第3号に掲げる者 申請者本人が作成する経歴書及び所属団体等が作成する証明書、推薦状その他の必要と認められる各種の書類

3 公安委員会は、第1項の認定申請書を受理したときは、別記様式第16号の駐車監視員資格者認定考査受検票を交付するものとする。

(駐車監視員資格者証の交付)

第14条 委託規則第11条第1項に規定する交付申請書は、別記様式第17号のとおりとする。

2 委託規則第11条第2項第3号に規定する誓約書は、別記様式第18号のとおりとする。

3 公安委員会は、駐車監視員資格者証を交付したときは、別記様式第19号の駐車監視員資格者証交付者名簿に必要事項を記載するものとする。

(駐車監視員資格者証の交付の拒否)

第15条 公安委員会は、法第51条の13第1項各号のいずれにも該当しないとして、駐車監視員資格者証を交付しないときは、申請者に対し、別記様式第20号の駐車監視員資格者証の交付拒否通知書により通知するものとする。

(駐車監視員資格者証の書換え交付及び再交付)

第16条 委託規則第13条第1項に規定する書換え交付申請書は、別記様式第21号のとおりとする。

2 委託規則第13条第2項に規定する再交付申請書は、別記様式第22号のとおりとする。

(駐車監視員資格者証の返納の命令等)

第17条 委託規則第14条第1項に規定する返納命令書は、別記様式第23号のとおりとする。

(申請書等の提出先)

第18条 法、委託規則又はこの規則の規定に基づき、公安委員会に書類を提出するときは、長崎県警察本部交通

部交通指導課長又は各警察署長を経由して行うものとする。

(細目の委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、確認事務の委託に関する事務について必要な事項の細目は、長崎県警察本部長が定める。

附 則

この規則は、令和4年10月21日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※登録年月日	
※登録番号	

登録（更新）申請書

道路交通法第51条の8 第2項の規定により登録の
第7項において準用する同条第2項の規定により登録更新
申請をします。

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

（主たる事務所の所在地）

（名 称）

（代表者の氏名）

（ふりがな） 法人の名称			
主たる事務所の所在地	電話（ ） —		
法人の種類	1 株式会社	2 一般財団法人	3 一般社団法人
	4 その他（	）	
（ふりがな） 代表者氏名			

（登録更新申請の場合のみ記載）

登録通知書に記載されている登録年月日	年 月 日	登録
登録通知書に記載されている登録番号	第	号

※添付書類	[法人関係]	[各役員関係]
	<input type="checkbox"/> 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの	<input type="checkbox"/> 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。）
	<input type="checkbox"/> 役員名簿	<input type="checkbox"/> 診断書
	<input type="checkbox"/> 欠格事由に該当しない旨の誓約書	
	<input type="checkbox"/> 登録基準に適合する旨の誓約書	
	<input type="checkbox"/> 2人分以上の駐車監視員資格者証の写し	

※印欄には、記載しないこと。

登録（更新）申請手数料 23,000円

別記様式第2号 (第2条関係)

役員名簿

役 員 番 号	法 人 名 称 (ふりがな)	役 員 名			住 所
		職 名	氏 名	生 年 月 日	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

役 員

記載要領：1 番号1の欄には、代表者について記載すること。
 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第3号（第2条関係）

診 断 書

住 所

氏 名

上記の者は、

- 1 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者に該当しない旨
- 2 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことが明らかである旨

を診断します。

年 月 日

病院所在地

病 院 名

医 師

別記様式第4号（第2条関係）

誓 約 書

当法人は、道路交通法第51条の8第3項各号（欠格事由）に掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 道路交通法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人
- 2 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の2第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (3) 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - (5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - (6) 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

長崎県公安委員会 殿

年 月 日

（主たる事務所の所在地）

（名 称）

（代表者の氏名）

別記様式第5号（第2条関係）

誓 約 書

当法人は、道路交通法第51条の8第4項各号（登録基準）に従い確認事務を行うものであることを誓約します。

長崎県公安委員会 殿

年 月 日

（主たる事務所の所在地）

（名 称）

（代表者の氏名）

別記様式第7号（第4条関係）

第 号

登録（更新）通知書

（主たる事務所の所在地）

（名 称）

（代表者の氏名） 様

道路交通法第51条の8 第 1 項 の 登 録 を行い、下記のとおり登録簿
第 6 項 の 登 録 の 更 新

に記載したので、通知します。

登録（更新）年月日	年 月 日（有効期限 年 月 日）
登 録 番 号	第 号

（注：登録の更新は、有効期限の6か月前から40日前までの間に申請してください。）

年 月 日

長崎県公安委員会

印

別記様式第8号（第4条関係）

第 号

登録（更新）申請に関する通知書

（主たる事務所の所在地）

（名 称）

（代表者の氏名） 様

年 月 日付けの道路交通法第51条の8 第1項の登録の申
第6項の登録の更新

請については、下記の理由により登録（更新）しないこととしたので、通知します。

理 由

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長崎県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、行政事件訴訟法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

長崎県公安委員会

印

別記様式第9号（第6条関係）

第 号

適合措置命令書

(主たる事務所の所在地)

(名 称)

(代表者の氏名) 様

貴法人については、道路交通法第51条の8第4項第 号に掲げる要件に適合しないと認められることから、道路交通法第51条の9の規定により、下記の事項について適合措置を執るよう命じます。

措 置 事 項	
---------	--

備考 適合措置命令に違反した場合は、道路交通法第51条の10の規定により、登録を取り消す場合があります。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長崎県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、行政事件訴訟法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

長崎県公安委員会

印

別記様式第10号（第7条関係）

第 号

登録取消処分通知書

(主たる事務所の所在地)

(名 称)

(代表者の氏名) 様

道路交通法第51条の10の規定により、登録（登録番号 第 号）を取り消したので、通知します。

理 由

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長崎県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、行政事件訴訟法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

長崎県公安委員会

印

別記様式第11号（第8条関係）

第 号

報告又は資料の提出要求に関する指示書

（主たる事務所の所在地）

（名 称）

（代 表 者 の 氏 名 ） 様

道路交通法第51条の11の規定により、下記の事項について報告又は資料の提出を指示します。

なお、報告又は資料の提出については、別紙により報告してください。

報 告 事 項	
提 出 資 料	

年 月 日

長崎県公安委員会

印

別紙

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 指示書番号	

指示事項に対する報告又は資料の提出について

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

(主たる事務所の所在地)

(名 称)

(代表者氏名)

年 月 日付け報告又は資料の提出要求に関する指示書(第 号)による指示事項については、下記のとおり報告又は資料を提出します。

報 告 事 項	
提 出 資 料	

備考

- 1 報告事項については、別途報告文書を作成し、本様式に添付して提出すること。また、資料についても、本様式に添付の上、提出すること。
- 2 ※印欄には、記載しないこと。

別記様式第12号（第11条関係）

（表）

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 修了証明書交付年月日	年 月 日
※ 修了証明書番号	

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

申 込 者	本 籍				
	住 所	都道府県			
		〒	-		
		電 話 ()	-		(自宅・携帯)
	(ふりがな)	-----		性 別	男・女
	氏 名			別	
生年月日	年	月	日	生	
勤務先その他の連絡先	電 話 ()	-		写 真 縦 3.0cm 横 2.4cm	
受講希望年月日					

実 施	※受講年月日	年 月 日から	合 ・ 否
	(修了考査)	年 月 日まで	
		(年 月 日)	
※受講場所			※ 修了考査の結果
※受講番号			

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 写真は、申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真専用紙を使用したものとする。

駐車監視員資格者講習手数料 20,000円

(裏)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- 18歳未満の者
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の2第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

別記様式第13号（第11条関係）

※受講番号

駐車監視員資格者講習受講票

ふりがな
氏 名 (男・女)
生年月日 年 月 日生

項 目	日 時	検 印
※ 受付時間	各日 時 分から 時 分の間	
※ 講習日①	年 月 日 時 分 開始	
※ 講習日②	年 月 日 時 分 開始	
※ 考查日③	年 月 日 時 分 開始	

※場所
(略 図)

別記様式第14号（第12条関係）

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 証 明 書 再 交 付 年 月 日	年 月 日

駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 - 都道府県		
		電 話 () -	(自宅・携帯)	
	(ふりがな) 氏 名		性 別	男 ・ 女
	生年月日		年	月 日
証 明 書	勤 務 先	電 話 () -		
	番 号			
	交付年月日		年	月 日
再交付を申請する事由				

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第15号（第13条関係）

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 認 定 年 月 日	年 月 日
※ 認 定 書 番 号	

駐車監視員資格者認定申請書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 - 都道府県		
		電 話 () -	(自宅・携帯)	
	(ふりがな)		性 別	男・女
	氏 名			
	生年月日	年 月 日生	写 真 縦 3.0cm 横 2.4cm	
	勤務先その 他の連絡先	電 話 () -		

実 施	※認定審査日	年 月 日	※認定審査の結果	合 ・ 否
	※受験場所			
	※受験番号			

- ※印欄には、記載しないこと。
- 写真は、申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真専用紙を使用したものとする。
- 確認事務の委託の手続等に関する規則第10条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付すること。

駐車監視員資格者認定申請手数料 4,500円

別記様式第16号（第13条関係）

※受検番号

駐車監視員資格者認定考査受検票

ふりがな

氏 名

(男・女)

生年月日

年

月

日生

項 目	日 時	検 印
※ 受付時間	各日 時 分から 時 分の間	
※ 認定考査	年 月 日 時 分 開始	
※場所 (略 図)		

別記様式第17号（第14条関係）

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日
※ 資格者証番号	

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

申 請 者	本籍			
	住所	〒 - 都道府県		
		電話 () -	(自宅・携帯)	
	(ふりがな)		性 別	男・女
	氏名			写 真 縦 3.0cm 横 2.4cm
	生年月日	年 月 日生		
勤務先その他の連絡先	電話 () -			
証 明 書	番 号			
	交付年月日	年 月 日		

※ 添付書類等	<input type="checkbox"/> 修了証明書又は認定書 <input type="checkbox"/> 写真2枚 <input type="checkbox"/> 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。） <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 誓約書
---------	--

- ※印欄には、記載しないこと。
- 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真専用紙を使用したもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚を添付すること。

駐車監視員資格証交付申請手数料 9,900円

別記様式第18号（第14条関係）

誓 約 書

私は、道路交通法第51条の13第1項第2号イからハまでに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- 18歳未満の者
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の2第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

長崎県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

別記様式第19号（第14条関係）

駐車監視員資格者証交付者名簿			
交 付 内 容			特記事項
資格者証番号	本 籍		
	住 所	〒 - 都道府県	
交付年月日	ふりがな 氏 名 (男・女)		
年 月 日	生年月日 年 月 日生		
修了証明書番号等	連絡先	() - (自宅・携帯)	
資格者証番号	本 籍		
	住 所	〒 - 都道府県	
交付年月日	ふりがな 氏 名 (男・女)		
年 月 日	生年月日 年 月 日生		
修了証明書番号等	連絡先	() - (自宅・携帯)	
資格者証番号	本 籍		
	住 所	〒 - 都道府県	
交付年月日	ふりがな 氏 名 (男・女)		
年 月 日	生年月日 年 月 日生		
修了証明書番号等	連絡先	() - (自宅・携帯)	
資格者証番号	本 籍		
	住 所	〒 - 都道府県	
交付年月日	ふりがな 氏 名 (男・女)		
年 月 日	生年月日 年 月 日生		
修了証明書番号等	連絡先	() - (自宅・携帯)	

備考 特記事項には、再交付歴、返納命令歴等を記載すること。

別記様式第20号（第15条関係）

第 号

駐車監視員資格者証の交付拒否通知書

(住 所)

(氏 名) 様

年 月 日付けの駐車監視員資格者証の交付申請については、下記の理由により交付しないこととしたので、通知します。

理 由

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長崎県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、行政事件訴訟法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

長崎県公安委員会

印

別記様式第21号（第16条関係）

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証書換え交付申請書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

申請者	本籍			
	住所	都道府県		
		〒	—	
		電話 ()	—	(自宅・携帯)
	(ふりがな)			性 別
氏名			男・女	
生年月日	年	月	日生	写 真 縦 3.0cm 横 2.4cm
勤務先その他の連絡先	電話 () —			
資格者証番号				
交付年月日	年	月	日	
書換え交付を申請する事由				

- ※印欄には、記載しないこと。
- 「書換え交付を申請する事由」欄には、変更事項の内容及びその理由を記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真専用紙を使用したもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚を添付すること。

駐車監視員資格者証書換え交付手数料 2,100円

別記様式第22号（第16条関係）

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証再交付申請書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

申 請 者	本籍			
	住所	〒 - 都道府県		
		電話 () - (自宅・携帯)		
	(ふりがな)		性 別	写 真 縦 3.0cm 横 2.4cm
	氏名		男・女	
生年月日	年 月 日生			
勤務先その他の連絡先	電話 () -			
資格者証番号				
交付年月日	年 月 日			
再交付を申請する事由				

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 4 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真専用紙を使用したもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚を添付すること。

駐車監視員資格者証再交付手数料 1,800円

別記様式第23号（第17条関係）

第 号

駐車監視員資格者証返納命令書

(住 所)

(氏 名) 様

道路交通法第51条の13第2項の規定により、駐車監視員資格者証
(第 号)の返納を命じます。

理 由

この返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から10日以内に当該駐車監視員資格者証を当該返納命令書を交付した公安委員会に返納しなければなりません。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長崎県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、行政事件訴訟法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

長崎県公安委員会

印

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第44号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イ並びに技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条及び第10条の規定に基づき、技能検定員審査及び教習指導員審査を実施するので、規則第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のように公示する。

令和4年10月21日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

1 審査の種類

- (1) 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、^{けん}牽引、大型二種、中型二種及び普通二種）
- (2) 教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、^{けん}牽引、大型二種、中型二種及び普通二種）

2 受審資格

- (1) 技能検定員審査
法第99条の2第4項第2号に規定する者
- (2) 教習指導員審査
法第99条の3第4項第2号に規定する者

3 審査の実施日時

令和4年11月29日（火）から12月2日（金）までの午前9時から午後5時まで

4 審査の実施場所

長崎県大村市古賀島町533番地5 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場

5 審査の申請

(1) 必要書類等

ア 審査申請書 1通

イ 審査の種類に応じ、次のものを提示すること。

- 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二及び^{けん}牽引）、教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二及び^{けん}牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証
- 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）
- 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）
- 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）
- 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）
- 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）
- 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）

ウ 規則第17条に定める審査細目の一部免除の適用を受ける者については、当該適用を受けることを証する書面

(2) 審査手数料

ア 技能検定員

- | | |
|-------------------|---------|
| ア 大型免許・中型免許・準中型免許 | 23,400円 |
| イ 普通免許 | 19,500円 |
| ウ 第二種免許 | 21,500円 |

- (㉔) その他の免許 14,700円
- イ 教習指導員
 - (㉗) 大型免許・中型免許・準中型免許 14,550円
 - (㉘) 普通免許 11,850円
 - (㉙) 第二種免許 12,450円
 - (㉚) その他の免許 9,650円

※ 審査細目の一部を免除される場合は、上記額から一定の手数料を減額する。

- (3) 申請書類等の提出先
長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場教習係

6 審査申請書の受理期間

公示日から令和4年11月11日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）とする。

7 審査の細目

審査の細目は、別表のとおりとする。

8 その他

- (1) 審査で使用する車両については、各自用意するものとする。
- (2) 公安委員会は、審査に合格した者に対して審査合格証明書を交付するものとする。
- (3) 詳細については、長崎県警察本部交通部運転免許管理課に問い合わせること。

連絡先 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場教習係
郵便番号 856-0817
所在地 長崎県大村市古賀島町533番地5
電話番号 0957-53-2128

別表

種 類	区 分	免 種	審 査 細 目
技 能 検定員		第一種	1 技能検定に関する技能 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能 (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 2 技能検定に関する知識 (1) 法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項 (2) 自動車教習所に関する法令についての知識 (3) 技能検定の実施に関する知識 (4) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
		第二種	1 技能検定に関する技能 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能 (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 2 技能検定に関する知識 (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業（以下「自動車運転代行業」という。）に関する法令についての知識 (2) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
教 習 指導員		第一種	1 教習に関する技能 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (2) 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能 (3) 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能 2 教習に関する知識 (1) 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 (2) 自動車教習所に関する法令についての知識 (3) 教習指導員として必要な教育についての知識

第 二 種	1 教習に関する技能 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (2) 技能教習に必要な教習の技能 2 教習に関する知識 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識
-------------	--

長崎県公安委員会告示第45号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第12条の3の規定による診断を行う医師を指定したので、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則（平成21年長崎県公安委員会規則第9号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年10月21日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

氏名	勤務する病院等の名称	病院等の所在地	診断の対象者
大塚 俊弘	長崎県病院企業団長崎県精神医療センター	長崎県大村市西部町1575番地2	法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者であるかどうかを調査する必要があると認める者
金村 茂樹	同上	同上	同上
山本 智一	同上	同上	同上

長崎県公安委員会告示第46号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、南島原市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容を下表のとおり公示する。

令和4年10月21日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車を する乗合自動車の停留所の 名称	所在地	停車又は駐車を する一般旅客自動車運 送事業用自動車等の 範囲	最左欄の停留所 における左欄の停車 又は駐車が道路又 は交通の状況によ り支障がないもの となるようにする ため必要と認める 事項	合意状況
境橋（加津佐方面）	長崎県南島原市西有家町龍石788番地76先	南島原市と業務委託契約を締結した一般旅客自動車運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。）の用に供する自動車	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限る。	令和4年9月27日付け関係者間で合意
境橋（島原方面）	長崎県南島原市西有家町龍石2番地2先			
田平（加津佐方面）	長崎県南島原市北有馬町己707番地4先			
田平（島原方面）	長崎県南島原市北有馬町己685番地1先			
日野江城入口（加津佐方面）	長崎県南島原市北有馬町己760番地4先			

日野江城入口（島原方面）	長崎県南島原市北有馬町己760番地5先	（通称「チョイソコ みなみしまばら」 に限る。
北岡橋（加津佐方面）	長崎県南島原市南有馬町戊48番地4先	
北岡橋（島原方面）	長崎県南島原市南有馬町戊46番地3先	
北岡四ツ角（加津佐方面）	長崎県南島原市南有馬町戊198番地10先	
北岡四ツ角（島原方面）	長崎県南島原市南有馬町戊417番地2先	
北岡南（加津佐方面）	長崎県南島原市南有馬町戊295番地3先	
北岡南（島原方面）	長崎県南島原市南有馬町戊296番地1先	
塔の前（加津佐方面）	長崎県南島原市南有馬町丁379番地3先	
塔の前（島原方面）	長崎県南島原市南有馬町丁420番地1先	
浦田（加津佐方面）	長崎県南島原市南有馬町丁296番地1先	
浦田（島原方面）	長崎県南島原市南有馬町丁299番地1先	
浦田観音（加津佐方面）	長崎県南島原市南有馬町丁281番地1先	
浦田観音（島原方面）	長崎県南島原市南有馬町丁290番地1先	
原城前（加津佐方面）	長崎県南島原市南有馬町乙1837番地2先	
原城前（島原方面）	長崎県南島原市南有馬町乙1833番地2先	
南有馬小学校（加津佐方面）	長崎県南島原市南有馬町乙991番地先	
南有馬小学校（島原方面）	長崎県南島原市南有馬町乙996番地1先	
南有馬庁舎前（加津佐方面）	長崎県南島原市南有馬町乙1279番地1先	
南有馬庁舎前（島原方面）	長崎県南島原市南有馬町乙1260番地5先	
大江入口（加津佐方面）	長崎県南島原市南有馬町乙2372番地2先	
大江入口（島原方面）	長崎県南島原市南有馬町乙2288番地2先	
露田（加津佐方面）	長崎県南島原市南有馬町乙2439番地3先	
露田（島原方面）	長崎県南島原市南有馬町乙2439番地3先	
崎町（加津佐方面）	長崎県南島原市南有馬町甲104番地10先	
崎町（島原方面）	長崎県南島原市南有馬町甲104番地7先	

有馬吉川（加津佐方面）	長崎県南島原市南有馬町甲805番地先
有馬吉川（島原方面）	長崎県南島原市南有馬町甲775番地4先
向小屋（加津佐方面）	長崎県南島原市南有馬町甲898番地18先
向小屋（島原方面）	長崎県南島原市南有馬町甲898番地18先
浦上病院前（加津佐方面）	長崎県南島原市南有馬町甲1309番地7先
浦上病院前（島原方面）	長崎県南島原市南有馬町甲1308番地1先
菖無田長浜（加津佐方面）	長崎県南島原市南有馬町甲1711番地4先
菖無田長浜（島原方面）	長崎県南島原市南有馬町甲1711番地4先
菖無田（加津佐方面）	長崎県南島原市南有馬町甲2011番地2先
大屋（加津佐方面）	長崎県南島原市口之津町丁5386番地先
大屋（島原方面）	長崎県南島原市口之津町丁196番地先
前方（加津佐方面）	長崎県南島原市口之津町丁190番地5先
前方（島原方面）	長崎県南島原市口之津町丁5325番地2先
中橋入口（加津佐方面）	長崎県南島原市口之津町丁5516番地先
中橋入口（島原方面）	長崎県南島原市口之津町丁5653番地先
貝瀬橋（加津佐方面）	長崎県南島原市口之津町丁5752番地先
貝瀬橋（島原方面）	長崎県南島原市口之津町丁5681番地先
口之津車庫前（加津佐方面）	長崎県南島原市口之津町丙4358番地5先
口之津車庫前（島原方面）	長崎県南島原市口之津町丙4345番地先
口之津港	長崎県南島原市口之津町丙4358番地6先
東方（加津佐方面）	長崎県南島原市口之津町甲2175番地8先
東方（島原方面）	長崎県南島原市口之津町甲2171番地1先
サンピア前（加津佐方面）	長崎県南島原市口之津町甲2705番地3先
サンピア前（島原方面）	長崎県南島原市口之津町甲2707番地3先
久木山（加津佐方面）	長崎県南島原市口之津町甲3609番地5先

久木山（島原方面）	長崎県南島原市口之津町甲3607番地 1 先
口加高校前（加津佐方面）	長崎県南島原市口之津町甲3362番地 2 先
口加高校前（島原方面）	長崎県南島原市口之津町甲3471番地 1 先
野馬水（加津佐方面）	長崎県南島原市加津佐町己2150番地 6 先
野馬水（島原方面）	長崎県南島原市加津佐町己2258番地 3 先
女島団地入口（小浜方面）	長崎県南島原市加津佐町己2577番地 4 先
女島団地入口（島原方面）	長崎県南島原市加津佐町己2573番地 1 先
加津佐海水浴場前（小浜方面）	長崎県南島原市加津佐町己2820番地 7 先
加津佐海水浴場前（島原方面）	長崎県南島原市加津佐町己2652番地 1 先
加津佐（小浜方面）	長崎県南島原市加津佐町己2861番地 9 先
加津佐（島原方面）	長崎県南島原市加津佐町己2940番地12先
水月橋（小浜方面）	長崎県南島原市加津佐町乙243番地先
水月橋（島原方面）	長崎県南島原市加津佐町乙246番地 2 先
岩戸前（小浜方面）	長崎県南島原市加津佐町乙251番地21先
岩戸前（島原方面）	長崎県南島原市加津佐町乙219番地 2 先
野田（小浜方面）	長崎県南島原市加津佐町乙472番地 2 先
野田（島原方面）	長崎県南島原市加津佐町乙318番地 3 先
泉ヶ丘団地前（小浜方面）	長崎県南島原市加津佐町乙468番地 9 先
泉ヶ丘団地前（島原方面）	長崎県南島原市加津佐町乙495番地 3 先
串（小浜方面）	長崎県南島原市加津佐町乙3731番地 3 先
串（島原方面）	長崎県南島原市加津佐町乙3728番地 2 先
権田（小浜方面）	長崎県南島原市加津佐町甲5405番地 3 先
権田（島原方面）	長崎県南島原市加津佐町甲5892番地先
津波見（小浜方面）	長崎県南島原市加津佐町甲4301番地先
津波見（島原方面）	長崎県南島原市加津佐町甲4305番地先

八石（小浜方面）	長崎県南島原市加津佐町甲44番地先
八石（島原方面）	長崎県南島原市加津佐町甲43番地先
野田（諏訪の池方面）	長崎県南島原市加津佐町乙544番地2先
野田（加津佐方面）	長崎県南島原市加津佐町乙93番地2先
新田（諏訪の池方面）	長崎県南島原市加津佐町乙13番地2先
加津佐小学校前（諏訪の池方面）	長崎県南島原市加津佐町己3318番地先
加津佐小学校前（加津佐方面）	長崎県南島原市加津佐町己3303番地1先
六田（諏訪の池方面）	長崎県南島原市加津佐町己59番地1先
六田（加津佐方面）	長崎県南島原市加津佐町戊6361番地1先
加津佐橋（諏訪の池方面）	長崎県南島原市加津佐町戊69番地2先
伊場（諏訪の池方面）	長崎県南島原市加津佐町丁1617番地2先
伊場（加津佐方面）	長崎県南島原市加津佐町丁1611番地2先
出水（加津佐方面）	長崎県南島原市加津佐町丁2377番地8先
崎谷（加津佐方面）	長崎県南島原市加津佐町丁3342番地6先
赤松（諏訪の池方面）	長崎県南島原市南有馬町己2226番地1先
清谷（諏訪の池方面）	長崎県南島原市南有馬町己2506番地3先
梅谷（諏訪の池方面）	長崎県南島原市南有馬町己2902番地2先
鮎返橋（加津佐方面）	長崎県南島原市南有馬町己3583番地1先
大路木橋（加津佐方面）	長崎県南島原市南有馬町己4475番地3先
柳谷（加津佐方面）	長崎県南島原市南有馬町己4121番地先
割石原（加津佐方面）	長崎県南島原市北有馬町戊1424番地69先
原山（加津佐方面）	長崎県南島原市北有馬町乙1757番地2先
菖無田（島原方面）	長崎県南島原市南有馬町甲2010番地2先
丸畑前（白浜経由）	長崎県南島原市口之津町甲1645番地2先
丸畑前（大泊経由）	長崎県南島原市口之津町甲1645番地2先

玉成園前（白浜経由）	長崎県南島原市口之津町甲1190番地7先
玉成園前（大泊経由）	長崎県南島原市口之津町甲1190番地7先
本所前 漁協口之津（白浜経由）	長崎県南島原市口之津町甲803番地3先
本所前 漁協口之津（大泊経由）	長崎県南島原市口之津町甲803番地3先
なんばん大橋（白浜経由）	長崎県南島原市口之津町甲567番地4先
なんばん大橋（大泊経由）	長崎県南島原市口之津町甲567番地4先
灯台入口（白浜経由）	長崎県南島原市口之津町甲492番地3先
灯台入口（大泊経由）	長崎県南島原市口之津町甲490番地4先
南大泊（白浜経由）	長崎県南島原市口之津町甲967番地4先
南大泊（大泊経由）	長崎県南島原市口之津町甲967番地2先
おこんご（白浜経由）	長崎県南島原市口之津町甲1449番地6先
おこんご（大泊経由）	長崎県南島原市口之津町甲1449番地6先
果樹試験場前（白浜経由）	長崎県南島原市口之津町乙956番地3先
果樹試験場前（大泊経由）	長崎県南島原市口之津町乙2073番地4先
早崎（大泊経由）	長崎県南島原市口之津町乙532番地2先
紫竹（大泊経由）	長崎県南島原市口之津町乙2876番地1先
野向（大泊経由）	長崎県南島原市口之津町乙2963番地先
白浜（大泊経由）	長崎県南島原市口之津町甲2648番地1先
宮木場入口（原城温泉真砂方面）	長崎県南島原市南有馬町乙3186番地3先
清水（原城温泉真砂方面）	長崎県南島原市南有馬町乙3416番地2先
井出（西望公園方面）	長崎県南島原市南有馬町丙2026番地1先
白木野小学校（原城温泉真砂方面）	長崎県南島原市南有馬町丙1786番地1先
原河（原城温泉真砂方面）	長崎県南島原市南有馬町丙814番地1先
西望公園（原城温泉真砂方面）	長崎県南島原市南有馬町丙393番地1先
駒崎（原城温泉真砂方面）	長崎県南島原市南有馬町丁177番地先

原城温泉真砂（西望公園方面）	長崎県南島原市南有馬町丁133番地先		
田平（有家方面）	長崎県南島原市北有馬町己694番地1先		
春日（小浜方面）	長崎県南島原市北有馬町己661番地2先		
春日（有家方面）	長崎県南島原市北有馬町己628番地3先		
橋口（有家方面）	長崎県南島原市北有馬町己781番地15先		
北有馬（小浜方面）	長崎県南島原市北有馬町戊2966番地3先		
北有馬（有家方面）	長崎県南島原市北有馬町戊2966番地1先		
北有馬庁舎前（小浜方面）	長崎県南島原市北有馬町戊2781番地1先		
北有馬庁舎前（有家方面）	長崎県南島原市北有馬町戊2760番地1先		
轟川（小浜方面）	長崎県南島原市南有馬町己18番地18先		
轟川（有家方面）	長崎県南島原市北有馬町丁6番地4先		
北有馬郵便局（有家方面）	長崎県南島原市北有馬町丁28番地2先		
鳥淵（小浜方面）	長崎県南島原市北有馬町丁70番地2先		
鳥淵（有家方面）	長崎県南島原市北有馬町丁253番地1先		
辻（有家方面）	長崎県南島原市北有馬町丁130番地先		
西正寺（小浜方面）	長崎県南島原市北有馬町丙3441番地3先		
大丸（有家方面）	長崎県南島原市北有馬町丙3747番地2先		
坂下（小浜方面）	長崎県南島原市北有馬町乙157番地先		
坂下（有家方面）	長崎県南島原市北有馬町乙304番地2先		
荒田（小浜方面）	長崎県南島原市北有馬町乙518番地6先		
荒田（有家方面）	長崎県南島原市北有馬町乙518番地2先		
坂上（小浜方面）	長崎県南島原市北有馬町乙787番地5先		
矢代（有家方面）	長崎県南島原市北有馬町乙1853番地1先		
原山（小浜方面）	長崎県南島原市北有馬町乙1758番地2先		
原山（有家方面）	長崎県南島原市北有馬町乙1768番地1先		

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト